

令和5年9月5日

次世代育成支援対策推進法に基づき、「プラチナくるみんプラス認定企業」の認定を行いました。



「プラチナくるみんプラス認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、育児と仕事との両立に加え、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業を認定する制度です。

今般、きのくに信用金庫様を、「プラチナくるみんプラス認定」企業として県内で初めて認定し、認定通知書を交付いたしました。

# きのくに信用金庫

【認定日】令和5年9月5日



## 【事業所概要】

- ・所在地：和歌山市
- ・業種：金融業
- ・労働者数：794人（うち女性371人）
- ・<https://www.kinokuni-shinkin.jp>

## 特例プラス認定基準の達成状況

認定基準(抜粋)	達成状況
認定基準 5 公表前事業年度又は公表前々事業年度において、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。	◎達成◎ ・公表前事業年度：41% ・公表前々事業年度：61%
認定基準 6 公表前事業年度又は公表前々事業年度において、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること。	◎達成◎ ・公表前事業年度：100% ・公表前々事業年度：100%
認定基準 7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。	◎達成◎ ・小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定外労働の制限、短時間勤務制度あり
認定基準 9 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれかについて、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。 ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	◎達成◎ ・定時退庫実施の奨励（月平均3回以上） ・連続休暇年1回もしくは年2回の全員取得 ・時間単位での年次有給休暇制度の導入（令和2年度より） ・リフレッシュ休暇の取得促進（半期ごと3日）
認定基準 12～15 ・不妊治療のための休暇制度等を設けていること。 ・不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針を示し、講じている措置内容とともに周知していること。 ・不妊治療と仕事との両立に関する研修等を実施していること。 ・不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者（両立支援担当者）を選任し、社内周知していること。	◎達成◎ ・不妊治療のための休暇制度、半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度あり ・不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針を金庫ホームページ等へ掲載し、全労働者に向けた研修を実施 ・両立支援担当者を選任し、すべての労働者に周知している

## 認定基準1～16をすべて満たし、プラチナくるみんプラス認定を取得！

### 【認定事業所コメント】

職員からの相談を受け、本年4月より不妊治療のために利用できる休暇制度を導入した。まずは職員への周知が一番と考え、庫内誌を利用し周知するとともに、部店長や役員者への周知も徹底している。制度導入から半年が経過し、2名の職員が利用している。

産休、育休を取得することが当たり前の姿となっており、復帰後は育児短時間勤務制度を利用する職員が多い。現場でも預金課、融資課双方に対応できるマルチな人材育成を進めるなど、休業時の体制整備に努めている。今後もより一層両立支援を進めていきたい。